

告 示

埼玉県告示第千二百五十一号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十一月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 河川の名称

中川

二 指定に係る河川区域の存する区間

中手子林調節池

右岸 羽生市中手子林字天神塚六八四番地から同市中手子林字天神塚八〇一番

地まで

三 指定に係る河川区域

関係図書の赤色で縁取りした箇所の内側に該当する土地の区域のうち、河川法
第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域